

# 笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

## 柔道整復師の施術の費用が急上昇しています

平成20年度に国保がこの費用を負担したのは、6406件3792万円ですが、平成21年度は716件4353万円でした。平成22年8月支払分は663件373万円、年間に換算すると7956件4476万円にもなっています。

## 接骨院・整骨院にかかるときの注意事項！

保険が使える場合と使えない場合があります。

- ・急性などの外傷性のねん挫・打撲・挫傷（肉離れ）
- ・骨折・脱臼の応急手当（応急手

当後の施術には医師の同意が必要です）



×使えない場合（全額自己負担）

- ・保険医療機関で同様の治療を受けているとき
- ・日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良など
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性的症状・症状の改善が見られない長期の治療
- ・「ついでに他の部分も」といった「ついで」の部分
- ・仕事中や通勤途中でのケガ（労

災保険からの給付となります）  
 かつたあとで保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となる場合がありますので、注意してください。

長い間施術を受けても痛みが続く場合は、ケガではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関で受診しましょう。

保険を使って施術を受けたときの注意事項

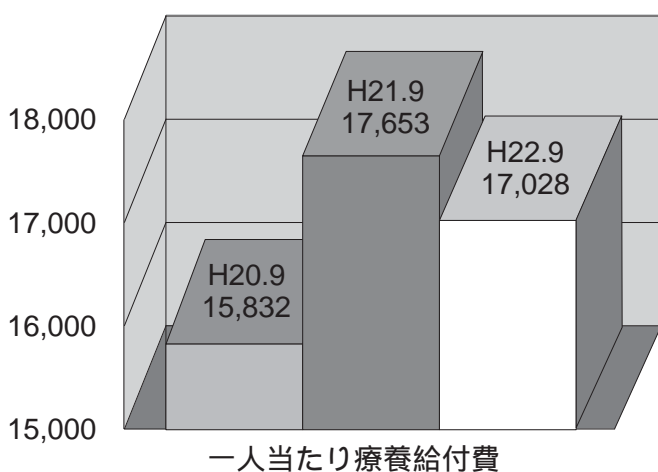
病院で受診するときと同じように、保険証を提示し一部負担を支払うだけで施術が受けられるのは、患者が、保険の請求を接骨院・整骨院に委任することが認められているためですが、次の点に注意してください。

「療養費支給申請書」の記載をよく確認してください。  
 「療養費支給申請書」には必ず自分で署名・押印してください。  
 未記入の申請書に署名・押印したり、印鑑を預けたりしないでください。

必ず領収書を発行してもらいましょう。  
 重複受診、頻回受診、長期受診にあたる方は保健師による訪問指導を行います。  
 医療費通知の発送について、準備中です。適正受診をお願いします。

平成22年9月療養給付費は減額（国保会計からの支払分の状況）

平成22年9月の一人当たり療養給付費は1万7028円でした。平成21年9月と比較すると625円（3・5％）で、3カ月続けて減額となりました。  
 引き続き医療費の節約を心がけていただき、安定した国保運営のためにご協力をお願いします。



問合せ先  
 国民健康保険課 国保総務担当  
 055(262)4111